

○長与町第2次男女共同参画計画 施策体系一覧表

重点目標 4	推進施策 1 1	具体的な施策 2 5	施策項目 7 3	No.	取組内容 8 4
1. 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	1. 制度・慣行の見直しと意識の改革	①わかりやすい広報・啓発活動の推進	1. わかりやすい広報・啓発の充実	1	男女共同参画に関する理解が深まるよう、広報紙やホームページなどあらゆる媒体を有効に活用してわかりやすい広報・啓発活動を展開します。また、あらゆる機会を通じて制度の普及・促進と意識の啓発に努めます。
			2. 学習・研修の機会と情報の提供	2	県の男女共同参画推進センターや関係機関との連携を図りながら、住民や事業所を対象とした講演会やセミナー等、学習・研修の機会と情報の提供に努めます。
	2. 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性に対する啓発	1. 男性の固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	3	「男女共同参画週間（毎年6月23日から6月29日）」等を通じた広報・啓発活動や学習機会の提供を通じて、男性が固定的性別役割分担意識から脱却するための啓発を行います。
			2. 女性に対する男性による暴力の予防啓発	4	女性に対する男性による暴力について、予防のための啓発を行います。
		②男性に対する支援	1. 男性の家事等日常生活能力の獲得・向上のための支援	5	特に中高年層の男性を対象とした料理教室や父親の子育て教室などを開催し、男性の家事・育児・介護への参画と日常生活能力の獲得・向上に努めます。また、開催にあたっては商工会と連携し、事業所等への情報提供を行うことにより、事業主への男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。
			2. パパママ学級への父親の参加促進	6	父子手帳の配布やパパママ学級への参加など、出産前から父親としての意識を高めることで、出産後もスムーズに子育てに参加できるよう意識啓発を図ります。
			3. 男性に対する相談体制の周知	7	男性が、男性であることで負っている社会的な重圧や悩みなどについての相談に対応するため、県の男女共同参画推進センターと連携し、相談窓口の周知を図ります。
			4. 性別にとられない進路指導	11	進学や就職に関する情報を幅広く提供し、一人ひとりが自らの生き方を考え主体的に進路を選択する能力と態度を育てよう進路指導の充実を努めます。また、理工系分野をはじめ、男女の比率に偏りがある分野への進路選択が妨げられないよう、性別にかかわらず全ての児童生徒に対し多様な進路について適切な情報の提供を行います。
	3. 子どもにとっての男女共同参画の推進	①学校における男女平等教育の推進	1. 男女平等を推進する教育・学習	8	学校教育においては、子どもの発達段階に応じて人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなど男女共同参画の視点に立った教育・指導の充実を図ります。
			2. 教職員の研修	9	教育に携わる全ての職員が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう研修の充実を努めます。
			3. 家庭科教育の充実	10	家庭科教育においては、男女が互いに協力し、家庭を築くことの重要性について認識させるなど、男女共同参画の視点に立った学習指導の充実を努めます。
			4. 性別にとられない進路指導	11	進学や就職に関する情報を幅広く提供し、一人ひとりが自らの生き方を考え主体的に進路を選択する能力と態度を育てよう進路指導の充実を努めます。また、理工系分野をはじめ、男女の比率に偏りがある分野への進路選択が妨げられないよう、性別にかかわらず全ての児童生徒に対し多様な進路について適切な情報の提供を行います。
		②適切な性教育の実施	1. 学校における適切な性教育の推進	12	学校における性教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえ、学校全体での共通理解のもと、保護者の理解を得ることなどに配慮し、集団指導と個別指導の連携を密に効果的に実施します。
			2. 性に関する学習機会の提供	13	家庭や地域において、性と生殖に関する正確な知識や健康であることの重要性について子どもたちに教えることができるよう、学校、家庭、地域、専門機関と連携し、性に関する学習機会の提供とその充実を図ります。
	③DV予防教育の実施	1. DV予防教育の実施	14	配偶者等からの暴力やデートDVなどあらゆる暴力を未然に防ぐため、専門機関と連携しながら学校におけるDV予防教育を実施し、知識の啓発と普及に努めます。	

○長与町第2次男女共同参画計画 施策体系一覧表

重点目標 4	推進施策 1 1	具体的な施策 2 5	施策項目 7 3	No.	取組内容 8 4
II. 女性の活躍による地域社会の活性化	4. 施策・方針決定過程への女性の参画拡大	①町の審議会等委員への女性の積極的な登用	1. 女性委員比率40%を目標に女性の登用推進	15	女性のいない審議会等の解消と男女の委員比率が10分の4未満にならないことを目標に、女性委員の積極的な登用や選考に努めます。
			2. まちづくりへの女性の参画促進	16	審議会等の委員選定に際し、女性の積極的な選考に努めます。また、団体推薦委員における女性の推薦について関係団体への理解と協力を求めるなどの取組を推進します。
			3. 女性の参画状況の調査	17	審議会等における女性の参画状況について、定期的に調査を行うとともに、積極的な女性の登用について関係課への協力を要請します。
		②町における女性職員の登用促進	1. 職員の意識改革	18	会議や研修会及び情報の提供等を通じ、全職員に対する男女共同参画的な趣旨の周知と浸透に努めます。
			2. 町における女性の登用促進	19	偏見や慣習に囚われることなく、女性職員に対し多様な職務への従事を通して豊富な経験を積ませる中で、社会参画に対する意欲と能力の向上を図るとともに管理職への積極的な登用に努めます。
			3. 男女共同参画推進員の配置	20	各課における男女共同参画を把握、推進する役割を担う者として各課に男女共同参画推進員を配置します。
		③事業所・各種団体における女性の参画促進	1. 事業所・各種団体における女性の参画促進	21	女性の登用につながる職場環境づくりや女性職員の育成、女性の能力や視点を生かした組織づくり等、男女共同参画の成功事例の情報収集と提供により、事業所や各種団体における男女共同参画が促進されるよう啓発に努めます。
			2. 入札参加資格申請にあたっての男女共同参画取組状況の報告	22	入札参加資格審査申請時に男女雇用状況、育児休業制度及び介護休業制度の有無などの報告を協力要請することにより各事業所への意識付けを行います。
			3. 地域活動団体への啓発	23	地域コミュニティや自治会、PTA等、地域で活動する団体において、女性が方針決定の場に参画し、代表者として登用が図られるよう啓発を進めます。
	5. 女性の経済的地位と能力の向上	①女性の能力開発（エンパワーメント）への支援	1. 女性の人材を育成する機会の充実	24	女性自身が身近なところから政治・経済・社会政策などへの関心を深め、自身の能力や感性を地域や社会で活かすことができるよう、女性を対象としたセミナーの開催等学習機会の充実と情報提供に努めます。
			2. 地域社会参画を目指す女性への支援	25	地域における女性の新たな活動機会の創出や地域資源を生かした6次産業等への参画に取り組む女性の活動を支援します。また、関係団体・グループ相互の学習交流や活動交流を通じて、技術・能力の向上を図り、あらゆる方針決定過程の場へ女性が積極的に参画できるよう支援します。
			3. 女性の起業等社会進出への支援	26	県産業労働部や商工会などと連携し、創業・起業セミナーなど女性の起業等社会進出に資する情報提供を行います。
		②農林水産業及び商工業等自営業における女性の自立支援	1. 女性の経済的地位の向上	27	家族経営・小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、安全で快適な就業ができるよう、労働時間の適正化、休日の取得など就労環境改善に向けた啓発と家族経営協定や就業規則の整備について普及・促進に努めます。
			2. 研修機会の拡充	28	経営管理能力や技術の向上を図るための研修や交流の機会を拡充します。

○長与町第2次男女共同参画計画 施策体系一覧表

重点目標 4	推進施策 1 1	具体的な施策 2 5	施策項目 7 3	No.	取組内容 8 4
Ⅲ. 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進	6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	1. 働き方の見直しと意識啓発	29	町内の事業所に対し、商工会と連携し一般事業主行動計画の策定に取り組むよう、次世代育成支援対策推進法の周知を図ります。
				30	「長崎子育て支援表彰」など子育てと仕事の両立を積極的に推進している企業を社会的に評価し取組の促進を図るとともに、広報等により広く周知を図り、意識啓発に努めます。
				31	男性、女性を問わず育児休業・介護休業等を取得しやすい職場環境をつくります。
				32	職場優先の環境を見直し、地域における子育て活動やボランティア活動などに積極的に参加し、地域に貢献できるような職場環境をつくります。
				33	「長与町特定事業主行動計画」を全職員に周知し、協力し合える職場環境をつくります。
			2. 子育て支援のための環境整備の促進	34	「長与町次世代育成支援行動計画」に基づき、通常保育はもちろん、一時預かり、延長保育、病児保育、子育て短期支援事業、地域子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業、放課後児童健全育成事業など、多様なニーズに対応した子育て支援の拡充を図ります。
				35	子育て支援事業を広く住民に情報提供するため、利用者にわかりやすい「子育てガイドブック」を作成し、配布します。
				36	マタニティ広場やマタニティキッチン、乳幼児相談などを通して、子育て中の仲間づくりを促進します。
				37	妊婦健診や乳幼児相談、乳幼児健診、母子保健推進員活動などの母子保健事業の充実を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに積極的に取り組みます。
				3. 介護支援のための環境整備の促進	38
		39	地域への出前講座や広報等を通して介護保険サービスの情報提供に努めるとともに、認知症の方を介護している家族の相談や意見交換、交流を図る「認知症介護者リフレッシュのつどい」などを開催し、家族介護者の心身の負担軽減を図ります。		
		②家庭における男女共同参画の推進	1. 啓発と学習機会の充実	40	家族が互いに尊重し協力し合って家事・育児・介護などに取り組むよう、広報等による啓発やセミナー、講座の開催等生涯を通じた多様な学習機会の提供に努めます。
				③子育て支援策の充実	1. 多様化するニーズに対応した保育サービスの充実
		42	児童館や放課後児童クラブを充実し、子どもたちの放課後の遊びや生活の場を提供します。		
		43	保育所の施設・人的配置を考慮し、可能な限り児童を受け入れ、待機児童ゼロを目指します。		
		44	ファミリーサポートセンターによる柔軟なサービスについて周知し、利用を促進します。		
		2. 地域子育て支援センター事業の拡充	45	子育ての不安などを解消するため、相談・情報交換の場として地域子育て支援センターやおひさまひろばを広く提供するとともに、各保育園や地域における関連サークル等との連携を深め、センター事業の充実強化を図ります。	
			3. 子育てバリアフリーの推進	46	妊婦・子ども及び子ども連れの人が利用する公共施設について、段差解消等のバリアフリー化や授乳室等の整備を図ります。

○長与町第2次男女共同参画計画 施策体系一覧表

重点目標 4	推進施策 1 1	具体的な施策 2 5	施策項目 7 3	No.	取組内容 8 4	
Ⅲ. 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進	7. 男女の均等な機会と待遇を確保する雇用・環境の整備	①男女雇用機会均等の推進	1. 男女雇用機会均等法の普及・促進	47	男女雇用機会均等法に関する法令や情報について、男女雇用機会均等月間などの機会を活用し、制度の普及・促進に努めます。	
			2. 働く女性の妊娠・出産に関わる保護	48	妊娠出産に関わる産前産後休暇・育児休業、短時間勤務等に関する規定の整備を進め、女性が妊娠中及び出産後も安心して働ける環境を整備します。	
			3. 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い禁止の周知	49	女性労働者が、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いを受けないよう、関係する法令及び指針の周知を図ります。	
			②セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	1. 事業所への普及啓発	50	事業所におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止のため、関係法令等の普及に努め、啓発を図ります。
		③再就職希望者及び短時間労働者に対する支援	2. 町における取組	1. 女性の再就職のための学習・能力開発支援	51	一事業所として、庁内にセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに対する相談窓口を設置し、事件の未然防止と早期解決を図ります。
				2. 子育て中の女性の求職活動支援	52	子育て中の再就職希望者の学習・能力開発を支援するため、講座やセミナー開催時の託児室設置に努めます。
				3. 女性の再就職への支援	53	子育て中の再就職希望者の求職活動を支援するため、一時預かりやファミリーサポートセンターの利用促進など、ニーズに合った保育サービスの提供に努めます。
				4. 適正な雇用に向けた取組	54	ハローワークなどと連携し、女性の再就職についての情報提供に努めます。
		8. 地域社会における男女共同参画の推進	①男女協働による地域コミュニティの活性化	1. 地域活動への参画促進	55	パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者などの雇用の安定、適正な労働条件の確保や雇用管理、正規労働者との均等・均衡待遇等についての改善を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律等関係法令の周知に努めます。
				2. 職場環境の整備	56	ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、男女の地域活動への参画を促進するため、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行います。
				3. NPO・ボランティア活動への参加促進	57	地域での各種行事に参加しやすいように職場環境の整備を図ります。
				4. 男女共同参画の視点に立った防災対策	58	NPO・ボランティア活動に関する情報提供、ボランティア登録制度の整備支援等を通じて広報・啓発を行います。
	5. 避難場所等における配慮			59	災害時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点等を十分に配慮した防災計画の策定や防災施策の推進を図ります。	
	6. 地域防犯活動への参画			60	避難場所や災害ボランティア活動などの場において睡眠スペース、更衣スペースや仮設トイレ等について女性への配慮を行い、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図ります。	
	7. 環境保全活動への参画			61	110番の家、110番の車、見守り隊、防犯パトロールなど地域による自主防犯活動への男女の参画を支援します。	
	8. 地域おこし、まちづくり活動への支援			62	地球温暖化等環境問題対策や環境サポーター活動への男女の参画を支援し、地域における環境意識の啓発に努めます。	
	②国際理解と国際協力の推進	1. 国際理解の推進	1. 国際理解の推進	63	地域おこし、まちづくり活動への男女の参画を促進するため、活動グループへの支援を推進するとともに、協働イベントの開催などにより地域の活性化を図ります。	
			2. 在日外国人への支援	64	姉妹都市であるアメリカ国コネチカット州ウェザーズフィールド町との交流を深めるとともに、男女共同参画の視点から海外の情報を発信し、住民への国際理解の推進を図ります。	
					65	在日外国人が地域で安心して生活できるよう生活、医療、防災情報などの生活情報を外国語で提供するとともに地域社会での交流を支援します。

○長与町第2次男女共同参画計画 施策体系一覧表

重点目標 4	推進施策 1 1	具体的な施策 2 5	施策項目 7 3	No.	取組内容 8 4	
IV. 男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会	9. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①男女の人権を守る啓発運動の推進	1. 学校における人権学習	66	特別活動や道徳の時間をはじめ教育活動全体を通して、差別や偏見のない人権感覚を養います。	
			2. 人権を守る啓発活動	67	広報やホームページに人権に関する情報や人権相談の窓口等について広く情報提供するとともに、「人権週間（毎年12月4日から12月10日）」などのあらゆる機会を活用して各種リーフレットや啓発グッズの配布等を行い人権に関する意識を高めます。また、人権に関する各種講座やセミナー等人権について考える機会を提供します。	
		②配偶者等からの暴力の予防と根絶	1. 暴力を防止する法制度等に関する情報提供の充実	68	配偶者暴力防止法等関係法令及び相談窓口等について広報等あらゆる媒体を活用し周知を図ります。	
			2. 意識の啓発	69	女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けて、DV予防教育を実施するなど広く意識の啓発に努めます。	
			3. 被害者保護体制の充実	70	県の配偶者暴力相談支援センターや警察等との連携を図り、迅速かつ適切な対応に努めるとともに庁内体制の充実と資質の向上を図ります。	
		1 0. 生涯を通じた女性の健康支援	①生涯を通じた女性の健康支援	1. 健康づくり意識の啓発	71	「健康ながよ21」に基づく生涯を通じた健康の保持・増進のため、健康教室、健康相談、健康診査、訪問指導等、健康増進や生活習慣病予防のための各種保健事業を実施し、自分の健康は自分で守る意識づくりを促進します。
	2. 生涯にわたるスポーツ活動の推進			72	生涯にわたる健康・体力の保持・増進を図るため、長与町体育協会などスポーツ関係団体と連携し、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。	
	3. 子宮がん、乳がんの予防対策の実施			73	子宮がん、乳がんから女性を守るため、検診受診率の向上を図ります。また、子宮頸がん予防ワクチンの普及に取り組みます。	
	②妊娠・出産に関する健康支援		1. 妊婦健康診査の充実	74	妊娠中の健康管理や異常の早期発見・早期治療を行うことにより、健やかな子どもを生育できることができるよう妊婦健康診査を充実します。	
			2. 定期的な健康相談・保健指導の充実	75	マタニティ広場やマタニティクッキングなどにおいて、保健師・栄養士が集団指導・個別指導を行い、安定した妊娠生活を支援します。	
			3. 育児支援情報の提供	76	母子保健事業実施計画表を全世帯に配布するとともに地域における育児支援情報を広報・ホームページ等で提供します。	
			4. 妊婦訪問の充実	77	妊娠中から出産後にかけて、保健師、母子保健推進員などによる家庭訪問を実施し、育児環境の確認と適正な指導に努め、育児相談・支援の充実を図ります。	
	1 1. 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備		①ひとり親家庭の生活の安定と自立促進	1. ひとり親家庭に対する自立促進	78	県の融資貸付制度や就業支援制度などについて広報等を通じて広く周知するとともに、ひとり親家庭の生活安定と自立促進のための相談・支援を行います。
				2. ひとり親家庭への支援	79	ひとり親家庭への医療費の助成や児童扶養手当、就学援助などひとり親家庭の生活安定と自立を支援します。
			②高齢者や障害のある人への支援	1. シルバー人材センターへの支援	80	高齢者の持つ知識や能力を活用し、臨時的かつ短期的な就業機会を確保するため、シルバー人材センターの活動を支援します。
		2. 老人クラブへの加入促進		81	高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、閉じこもり予防、健康増進に資するため、広報を通じた老人クラブへの加入促進や活動の支援に努めます。	
		3. 高齢者向け健康づくりの推進		82	高齢者の健康保持や介護予防に向けた、目的別介護予防事業や地域のサロン活動を推進します。	
	4. 学習機会の提供と各種交流事業の推進	83	高齢者学級や世代間交流を実施し、高齢者への学習機会の提供と三世代交流など世代間の相互理解を深める事業を展開し、高齢者の社会参画を促進します。			
	5. 道路、公園等のバリアフリー化	84	高齢者や障害のある人の社会参画を促進するため、道路、公園等のバリアフリー化を推進します。			